

三浦市景観計画の変更について

1 景観計画変更にあたっての経緯

本市では、平成 27 年 2 月に三浦市景観計画を策定し、当該計画に基づき三浦市の良好な景観形成に取り組んできた。

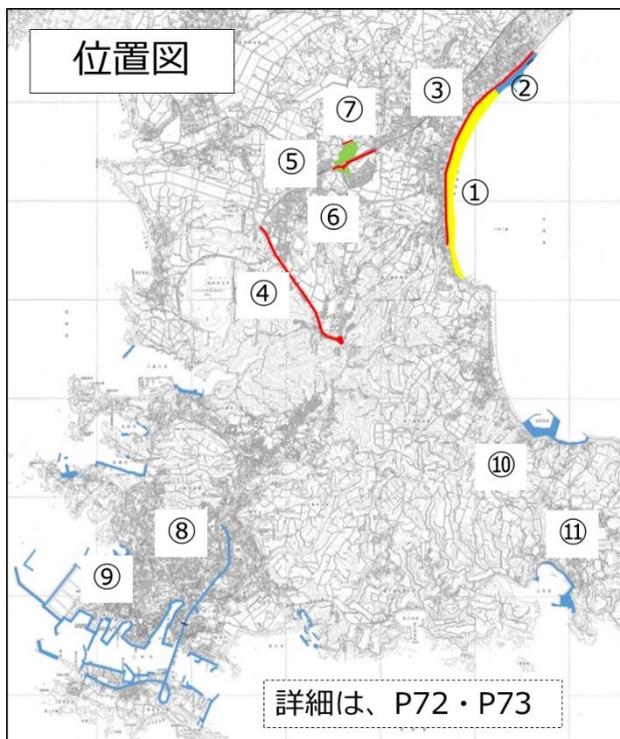
そうした中、平成 29 年度より景観法に規定される景観重要公共施設を指定するための取組を行ってきた。

このたび、三浦市景観審議会において「市案のとおりで差し支えない」旨の答申を受け、市内の景観上重要、かつ、特徴のある公共施設を指定する案を作成した。

2 景観重要公共施設を指定する目的

地域の景観を構成する主要な要素の一つとなっている道路、海岸、漁港、都市公園等の公共施設を景観法に基づく「景観重要公共施設」として指定し、当該公共施設ごとに「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を景観計画に定めることで、良好な景観形成を図るもの。

3 指定する景観重要公共施設（案）



No.	名称
①	三浦海岸（北下浦漁港区域から南下浦中学校地先まで）
②	北下浦漁港（上宮田地区）
③	国道 134 号・県道 215 号（三浦海岸沿線道路（市境から白山神社バス停付近まで））
④	国道 134 号（引橋交差点から三崎口駅まで）
⑤	市道 310-3 号（河津桜並木道（山ヶ谷戸跨線橋下横断歩道から 51 号橋下まで））
⑥	市道 347-16 号及び市道 348 号（小松ヶ池公園との隣接箇所）
⑦	小松ヶ池公園
⑧	城ヶ島大橋取付道路
⑨	三崎漁港
⑩	金田漁港
⑪	間口漁港（江奈地区）

- ① 道路
- ② 海岸
- ③ 公園
- ④ 漁港施設

4 景観重要公共施設の指定に伴い策定する基準

指定する公共施設ごとに景観法第8条第2項第4号ロに規定されている「整備に関する事項」及び同号ハの「占用等の許可の基準」を定めるもの。

例) ⑥市道 347-16 号及び市道 348 号 (小松ヶ池公園との隣接箇所)

⑦小松ヶ池公園

施設管理者	三浦市
指定区域	小松ヶ池公園全域並びに市道 347-16 号及び市道 348 号(小松ヶ池公園との隣接箇所)
整備に関する事項 (景観法第8条第2項第4号ロ)	<ul style="list-style-type: none">・素材は経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。・工作物の設置にあたっては、石材や木材等の自然素材の使用に努める。その他の素材を使用する場合の色彩はダークブラウン(10YR2.0/1.0程度)とする。・交通安全施設の整備等を行う場合には、別表に定める色彩基準に適合させるものとする。ただし、自然素材を使用するものは、この限りではない。・看板、公共サイン等の色彩は控えめな色彩を用いること。・光沢や反射性のある周囲から突出するような素材・色彩の使用は最小限に留めること。・公園内の樹木及び植栽の保全に努めること。
占用等の許可の基準 (都市公園法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項) (道路法第32条第1項又は第3項)	<ul style="list-style-type: none">・看板、公共サイン等の色彩は控えめな色彩を用いること。・柱類・電線類は、他の占用物等との共架や整理・統合に努めること。・工作物の色彩及び形態意匠については、周辺の自然環境、隣接した公共施設等に配慮し、調和のとれたものにする。・公園内の樹木及び植栽の保全に努めること。